

平成25年第8回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年9月5日（木曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 2 議案第52号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 8 議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 第 9 議案第59号 平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第10 議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 第11 議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第12 議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第63号 平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

陳情等審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

- 第14 陳情第 2号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止の意見書を政府にあげてください
- 第15 陳情第 6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 第16 陳情第 7号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情のお願い
- 第17 陳情第 5号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書

追加議案審議

- 追加第1 発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正について

- 追加第2 発議第5号 美郷町議会広報の発行に関する条例の廃止について
- 追加第3 発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 追加第4 発議第7号 ドクターヘリの安全運航と秋田県民の安全・安心を守るため、米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行訓練の中止について米国政府に働きかけを求める意見書の提出について
- 追加第5 発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 追加第6 発議第9号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	高橋潔君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	鈴木隆君
会計管理者兼 出納室長	藤田信晴君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 条例案の第2条第1項第2号と第3号に特定教育・保育施設の利用定員、それから特定地域型保育事業の利用定員とありますけれども、この中身がどのようなものなのか説明をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町においては、第2号が定める特定教育・保育施設の利用定員の設定に関するということ、こちらのほうに該当いたします。第3号については、小規模の認可外の保育園であるとかというのが出てきた場合にこれに該当するということですので、現在本町においては第3号に該当するものはございません。ですが、将来的に国のほうでも示されておりますので、これを入れているということでもあります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） あと、まず、子ども・子育て会議といいますか、子育て支援システムの子育て支援に基づいたものだと思いますけれども、これでは公的保育の水準を後退させないよという、保育を産業化させるということが大きな問題になって、いろいろな保育関係団体からも意見が出た経緯があります。そういう意味では、そこがまず一番これから注意していった

だきたい。公的保育の水準を後退させないような、十分子育てしている人たちの意見を聞いて、反映させるような、そういう会議にさせていただきたいと思います。

それで、第3条の委員の構成で、町長が任命するというので、第1号に子どもの保護者とありますけれども、任命ですけれども、どのようにして決めるのかといいますか、どういう人を考えているのかということです。そこを伺いたいんですけれども、それは今言ったように広くいろいろな子育てでもいろんな年齢層の人たちもいますし、十分保護者の声が反映されるようなという立場からです。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 今後の、今現在想定しておりますのは、保護者の中でも広く保護者の意見を集約できるような立場の方ということで考えております。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ですか。

○9番（泉 美和子君） 今のことに関して。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 広く集約できるような方とは、いろんなこういうものの委員というのは、例えばPTA会長さんだとかという、そういうのが決して悪いというわけではないんですけれども、いろいろ末端の声を反映させていくという意味では、例えば公募も考えると、そういうことも検討してみたいかなと思いますので、そういう点です。いいです。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 美郷町子ども・子育て会議条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第52号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第54号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 美郷町立学校設置条例及び美郷町立保育園設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） これまでの説明では、実質250円程度の経費の分の200円分あたりを設定したということですが、実際使用者との協議等を踏まえての提示なものなのか。

それから、このことを基礎にこの後の57号ですけれども、美郷町の公園条例の一部改正という部分でこの単価をもとに設定・改正したという説明がございました。実質2倍から3倍ぐらいのところもありますし、そういう変更が行われておりますけれども、まずは利用者との協議のもとに改正が行われたものなのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） お答えいたします。

使用者との協議につきましては、これまで利用者の方々、団体の代表の方々から暖房機が必要であると。放射型の暖房機を使っていた経緯もありますが、フロアが板であること、あるいは子供たちがスポーツ活動をしてけがをしたり、そういう危険な場面が想定されるということで、今回この暖房機を設定するものであります。

燃料につきましては、これまでは利用者の方々を持ち込みをしていた経緯がありますが、消防法等考慮しますとそれもまずいということで、この料金につきましては、相談はしていませんが実費的なものはご理解いただけるものと考えております。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 1基に100円ということでしたけれども、それで8基というご説明だったのですが、寒いときというのは台数全部を使用するようなことになるのではないかと思いますけれども、そこら辺ちょっとよくわからないものですから。そうするとまず使用料として、暖房料としては結構な値段になると思うんですけれども、どういうものでしょうか。その利用団体にもよるかとは思いますが。

○議長（高橋 猛君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） スポーツをやっている子供たち、スポーツの選手の方々は当然体温が上昇していますので、全館暖房するということは余りないかとは思いますが、会合等、いろいろなことが想定されます。その際は、全館暖房する可能性はあります。ただ、スポーツをやっている場合、保護者の方々、見学する方々が今度は動かず見ている場合が多々ありまして、これまでの経緯からしますと、暖房機の下で待っているような状況だと思えます。ですから、必要に応じた対応ができますので、ご心配は無用かと思えます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。反対討論ですか。9番、泉 美和子君の反対討論を許可します。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第57号に反対の立場から意見を述べます。

総合体育館の暖房料が一気に1,000円から3,000円に値上げされるものです。そういうものが含まれております。利用者負担が大きいと思います。町民の福利厚生という立場、スポーツ振興という立場から考えても、上げ幅が大きいので、もう少し利用しやすいようにすべきだと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第57号について、これより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第57号 美郷町特定地区公園条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。17番、深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 62ページ、7款1項3目観光費16節原材料費、ラベンダー苗代についての質問であります。

ことしの長雨による影響で株が枯れたことによる植えかえに要する費用ということで、苗代5,200株ということの説明がありました。3つについて質問をさせていただきたいと思います。

まずは、来年の景観にまで影響するような状況なのか。言いかえれば全体のどれぐらいの比率なのかということ。そしてまた、今回確かに本当に経験のないような長雨による影響だとは思いますが、今後の対策ということ。そして、またもう1点として、植えかえに当たっての品種構成といいますか、種類についてお聞きしたいと思いますが、特に美郷の目玉であります美郷雪華をふやしていくような計画も含めての購入計画なのかということ。その3点、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の来年度の景観に影響するかということなんでございますが、現在ラベンダー園は2ヘクタール、2万株のラベンダーを擁しております。6品種で構成されておまして、大きなものからお話ししますと、さきがけ、それから早咲き3号、それからおかむらさき、ナナ成沢等がございます。今回の長雨で一番影響がでたのはナナ成沢でございます、公園の中央部、排水が少し不良の地区、地域が大分排水不良によって根の脆弱というか、影響が出たものと判断されております。そこについては今2万株の5,000株を植えかえますので、若干の景観の株間が痩せて見えるのかなという状況になっています。ただし、現在のナナ成沢の部分については、議員もご存じのとおり、斜面の奥のほうがほとんどでございます、ラベンダー園に入った部分のところは幸いにも大きな影響は出ておりませんので、大きな影響は出ないものと考えております。

それから、比率については今申し上げましたとおり、2万株の5,000株ですので、4分の1程度が植えかえになろうかと考えています。現在、追加でお話ししたのはそうなんです、実際のところ、毎年10%から15%を植えかえしていますので、若干ふえるものと考えております。

それから、対策についてですが、現場のほうとも何回も打ち合わせしているところですが、ラベンダーの特産品開発でくしくも圃場にマルチ苗で定植している部分がありまして、その部分はかなり影響が少ないというのが出ております。なるべくマルチで根元を保護した上で定植を景観にも配慮しながら植えかえたいと考えているところでございます。

もう一つの品種構成につきましては、なるべく美郷雪華等に今年度秋の植えかえで若干ふやしたいというのを考えておりましたが、白だけで構成されるのはいかがなものかということで、ある程度の面積にとどめようということで中では検討されています。

品種構成につきましては、あくまでもラベンダーまつりの期間中やはり開花を早生から晩生まで順次咲くような品種構成でそろえたいと思っていますので、そのところをご理解していただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 参考意見ということで聞いていただければと思いますが、田園アートというのがありますが、ラベンダーアートという形で紫の中に白で「美郷」と書いたらいかがかなと私は思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。7番、吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 過疎対策事業債が地域の元気臨時交付金に振りかえられましたけれども、

この地域の元気臨時交付金の交付対象、それから限度額をお聞きいたします。

それからまた、この交付金がいつまで充当されるのか。また今後の美郷町でこの対象となるような事業があるのかをお聞きいたします。

○議長（高橋 猛君） 企画財政課長。

○企画財政課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

地域の元気臨時交付金につきましては、今回補正で計上させていただきました2億3,329万7,000円のうち4,760万円を道路事業や施設改修事業等の財源として、残りの1億8,569万7,000円を公共施設整備基金へ積み立てるということになってございます。この2億何がしという、今回計上させていただいた金額につきましては、1次配分ということで県から通知をいただいております。この後、追加がある可能性がございまして、今その需要等につきまして県から問い合わせ等が来ている状況でございまして、年度内には確定できるのかなというふうなことで考えてございます。

現在、基金に積み立てる部分の使い道でございますけれども、今後、今年度の補正予算ですとか、あと来年度の当初予算、補正予算の中で充当事業の検討をしていくことになるということを考えてございますけれども、本交付金につきましては、さきの説明で申し上げましたとおり、建設公債の対象となる地方単独事業等に充当が可能ということになっております。当町の場合は、主にそういうふうな建設公債につきましては、合併特例債ですとか過疎対策事業債に充当しておりますので、有利な起債を用いている現状がございまして、今回の充当で提案させていただいております内容では、県から通知された配分枠の関係で過疎対策事業債を充当できない事業にまず充当するというをしておりますので、また同様の考え方ですとか、また合併特例債の充当が難しい事業と本来一般財源で対応せざるを得ない事業等への充当を優先するなど、そのような観点で充当を検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 64ページ、10款3項2目教育振興費であります。これは各種大会の派遣費の補助ということで、生徒に対してであると思いますが、私は選手はもちろんのこと、生徒のメンタルの面で物すごく影響のあるのが監督、コーチだと思います。生徒を補助することは、できれば監督やコーチもこのようなことになれば私はもっといいのではないのかというふうに思いますが。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 今のご質問にお答えいたします。

この中に監督、コーチの派遣費ももちろん入っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 64ページの学校管理費の桜の植栽のことですけれども、状況は説明で伺いましたけれども、この桜の木に関しては町民の皆さんいろいろ思いがありまして、多分これが出るとまた切られたというような声が出ると思います。危険だということでそれは十分わかるわけですけれども、それで今後、管理のあり方というか、こういうふうになってしまえばもう何ともならないんでしょうけれども、こうなる前にいろいろ何かできないものか。管理の仕方、これからもっとまだ残っている木もあるわけですので、そういうところで十分管理をしていって、なるべく切らないようにしていけるやり方をとっていただきたいと思うんですけれども、そういう点をちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 教育施設課長。

○教育施設課長（梅山正之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、町民の方々にはこの伐採というのは一つの拒否反応というか、せっかく立派な桜を切ったということで、いろいろなご批判をいただいているのは私どもも承知してございます。今回の伐採についても非常に私どもも心苦しい限りでございましたけれども、やはり今までの管理の仕方というのにも問題があったと。それで寿命というか、樹齢を、木の寿命を縮めたということも起因していると認識してございます。

今後、これにかわるものの植栽をいたすわけですけれども、既存のものも含めまして定期的な診断を実施しながら校務員等に状況を把握していただいて、今後管理の徹底をしながら、できるだけ環境のよいもとで育つような状況にさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 7番、吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 同じ伐採でも、松くい虫被害木の伐採は早急に手当てしなければいけないことだと思いますけれども、被害が拡大しているのでしょうか。今回伐採するというような予算が2つぐらい出ております。今の状況をお聞きいたします。

それから、本当に美郷町の木として松くい虫対策というのは非常に急がなければいけませんし、有効にしていかなければいけないと思いますが、今後の対策をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 吉野議員、ページを言ってから、質問願えますか。

○7番（吉野 久君） まず、63ページの松くい虫罹患木伐採です。それから、61ページの農村整備費での松くい虫罹患木伐採です。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 私のほうからは、建設課関係の公園等についての松くい虫のほうをお答えさせていただきたいと思います。

今回、それぞれ補正をお願いしておりますのは、現在枯れているというような状況。まず、現場を確認しまして、その全てを上げたというふうに理解しております。この後まだふえていくかどうかというのははっきりわからないわけですが、パトロール等を強化しながらできるだけ早期に手当てするよう、もし軽微であれば樹幹注入とか行いまして、拡散を防いでいきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） いいですか。（「今後の総合的な対策というのは」の声あり）発言は起立でお願いします。吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 今後の総合的な対策という面では、松くい虫関係に関しては、農政課も担当しておりますし、いろいろ複数の課が関与することなんでしょうけれども、そこら辺は樹幹注入だけでいくというようなことなんでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 私のほうから今のご質問に対してお答え申し上げます。

議員ご存じのとおり、複数の課、商工観光交流課、生涯学習課、それから総務課、建設課、教育施設課、それから農政課ということで、複数の課がこの松くい虫の防除の対策をしております。この松くい虫防除につきましては、樹幹注入が一つの方法であります。それから、地上散布、液剤を地上から散布するというのも一つの方法であります。現在、仏沢公園の松については、松の本数が非常に多いということ、それから広範囲に及んでいるというようなこともございまして、これは地上散布でやっております。それ以外の山本公園ですとか坂本東嶽邸等々含めまして、4年に1回のサイクルで樹幹注入をしております。薬効期間が4年もつということで、4年に1回の樹幹注入で対応しているところであります。補助事業の関係であります、約1,000本の松がございまして、事業費としまして2,100万円ばかりかかるというような状況であります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 60ページ、2項3目1節の子ども・子育て会議検討委員報酬13万5,000円

とありますけれども、これはどのようなケースで審議を考えての報酬なものなのか。

それから、補正でありますので、年間のあれというのはこれを倍というか、どのような報酬額なのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一応、会議を大体3回くらい今年度想定しております。1回目については、ニーズ調査という調査を行いますので、その調査前の内容等の確認ということで、会議で行いたいと思います。2回目は、県に概略の報告というものが義務づけられておりますので、その報告前に人数調査のまとまった内容について会議で確認をするということでもあります。それから、3回目は、必要に応じてということ考えておりますが、このニーズ調査がしっかりきちっとまとまったものを最終確認ということで、まず3回を想定しているところであります。

それから、報酬については、1人1回会議4,500円ということでもあります。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 62ページの工事請負費のふれあいの森整備工事。この清水の周辺整備ということでしたけれども、具体的に中身を詳しくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋一久君） ただいまのご質問にお答えします。

説明でもお話ししましたが、六郷地区の久米清水、それからキャペコ清水、藤清水周辺の整備を予定してあります。久米清水等については検討会でも意見が出されておまして、周りのところの景観を少しきれいにしたいという等がございました。キャペコについては排水等を整備したいと。それから、藤清水等は、御伊勢堂川から藤清水の間の木柵、それからベンチ等が大分傷んでおまして、そこの整備を予定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成25年度美郷町一般会計補正予算第6号は原案のとおり決しました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第59号 平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第61号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第62号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号 平成25年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第63号 平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎陳情第2号、6号、7号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第14、陳情第2号から日程第16、陳情第7号までの3件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務

常任委員長、福田 守君、登壇願います。

(総務常任委員長 福田 守君 登壇)

○総務常任委員長(福田 守君) 総務常任委員会の報告をいたします。

初めに、平成25年6月4日、第5回定例会の本会議において、当委員会に審査を付託され、継続審査としておりました陳情第2号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機(F-16とMV22オスプレイ)の低空飛行中止の意見書を政府にあげてくださいについての審査経過と結果をご報告申し上げます。

9月3日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。委員会では、ドクターヘリとオスプレイとの遭遇は強調し過ぎだ。オスプレイの低空飛行中止を求めることには理解できるとの意見や、昨年もオスプレイに関する陳情を採択していること、オスプレイの安全性やドクターヘリの安全性確保のためにも採択すべきとの意見がありました。また、陳情内容に拡大解釈している部分があり、国際情勢や日米関係などを考慮すべきとの意見がありました。

採決の結果、採択すべき者が3名、継続審査とすべき者が1名、不採択とすべき者が1名。当委員会として採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、8月30日、第8回定例会の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第6号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての審査経過と結果をご報告申し上げます。

9月3日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。委員会では、さきに意見書を提出しているので当然採択すべきであるとの意見や、木材を使用しての六郷わくわく園や交流施設の建設に当該補助金の恩恵を受けているとの意見、地球温暖化対策を進める観点から理解できるとの意見がありました。また、秋田県水と緑の森づくり税があり、さらなる負担には問題があるとの意見もありました。

採決の結果、採択すべき者が3名、趣旨採択すべきものが1名、継続審査とすべきものが1名で、当委員会として採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

次に、同じく8月30日、第8回定例会の本会議において当委員会に審査を付託されました陳情第7号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情のお願いについての審査経過と結果をご報告申し上げます。

9月3日、全委員出席のもと、総務常任委員会を開催して慎重に審査いたしました。委員会では

は、安心できる社会保障制度を確立するために安定した財源の確保が必要であるとの意見や、経済情勢が停滞しており、雇用の確保、社会保障の充実が重要であるなどの意見が出されました。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論は、陳情番号を述べてからお願いします。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第2号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止の意見書を政府にあげてくださいについては、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

○議長（高橋 猛君） 次に、陳情第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第6号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

○議長（高橋 猛君） 次に、陳情第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第7号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、陳情第7号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情のお願いについては、総務常任委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第17、陳情第5号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷良夫君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 熊谷良夫君 登壇）

○教育民生常任委員長（熊谷良夫君） 本定例会8月30日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第5号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

9月3日午前10時より、全委員出席のもと、教育民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。他の国のことであること、臓器移植は重大な内容であることや事実関係がはっきりしないことなどから、審議したり結論を出したりすることはなじまないという意見が出されました。また、事実関係が把握できないことや中国政府への内政干渉に当たる可能性が否定できないため、地方議会では議論にそぐわないなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋 猛君） ただいまの委員長報告に対して、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

陳情第5号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。改めて申し上げますが、初めに、陳情に対する採決を行います。その結果に基づいて委員長報告に対する採決を行います。

それでは、陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者なし)

○議長(高橋 猛君) 起立ありません。

次に、陳情第5号を、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(不採択16名)

○議長(高橋 猛君) 起立多数であります。よって、陳情第5号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書は、教育民生常任委員長報告のとおり、不採択とすることに決しました。

○議長(高橋 猛君) 暫時休憩いたします。

(午前10時51分)

(午前10時52分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時52分)

(午前10時54分)

○議長(高橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第4号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第1、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎発議第5号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第2、発議第5号 美郷町議会広報の発行に関する条例の廃止についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第5号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号 美郷町議会広報の発行に関する条例の廃止については、原案のとおり決しました。

◎発議第6号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第3、発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第6号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号 道州制導入に反対する意見書の提出については原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第4、発議第7号 ドクターヘリの安全運航と秋田県民の安全・安心を守るため、米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行訓練の中止について米国政府に働きかけを求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

これより発議第7号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 ドクターヘリの安全運航と秋田県民の安全・安心を守るため、米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行訓練の中止について米国政府に働きかけを求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第5、発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第8号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、表決

○議長(高橋 猛君) 追加日程第6、発議第9号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

これより発議第9号について採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 経済と雇用対策強化のため地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これもちまして、平成25年第8回美郷町議会定例会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 00 分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成25年9月5日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 中 村 美智男

署 名 議 員 熊 谷 良 夫